

コミューンとコミューン連合の 行財政関係（2）

片 山 和 希

III 統合職業税型の連合の背景

2 コミューンの都市計画権限からコミューン連合の地域整備権限・経済開発権限に いたる背景

以下では、コミューン連合による地域整備・経済開発という事務配分の背景を、コミューンに行われた事務権限委譲とりわけ都市計画権限の委譲との係りで考察しておきたい¹⁾。

フランスの都市計画制度は上位計画（都市基本計画 SD: Schema Directeur）と下位計画（土地占有計画 POS: Plan d'Occupation des Sols）の2段構成となっている。上位計画が複数のコミューンを含む圏域的な規模を前提として作成されるのに対して、下位計画は各コミューン単位で作られ、下位計画の作成に基づいて建築許可の交付が行われる。

同一の分野に属する権限を一括した上で、各々に最も相応しいレベルの自治体に委譲するブロック委譲方式を原則として、1983年に国（中央政府）からコミューンへの都市計画の策定権限と計画決定権限の委譲が行われ、1985年都市整備事業、都市計画事業の実施権限の委譲が行われた。これらの都市計画権限の地方分権化によって、都市計画と土地や基盤施設の整備事業が基本的にコミューンの所管権限となり、建築許可や開発許可を出すのも全てコミューンの権限となった。権限の委譲とともにそれに要する財源調達もコミューンの責任

1) 以下の整理は主に、原田 [1996]、寺尾 [1996] を参考にした。

となった。

下位計画を策定したコミュニティの数は、分権化改革後の数年の間に急速に増加したといわれる。しかしながら、コミュニティへの都市計画の分権化は、①計画を策定しないコミュニティがでてくる、②上位計画と下位計画の間で不整合が生じ易くなる、といった負の事態を生じた。小規模なコミュニティでは技術力のないところが多く、この場合、下位計画を策定せず建築許可権限も行使しないことが多かった。上位計画の作成においては、各コミュニティはまず独自の利害を主張し、近隣コミュニティとの協力はうまく進まず、自分のところで個別に下位計画を作り、そのつなぎ方を相互のコミュニティ間で個別に交渉するというような形にしかならなかったといわれている。各々のコミュニティが独自の利害を優先して下位計画を立案するあまり、上位計画の策定の動きが停滞し、空間計画の悪化や住み分けのような事態が生じた。その他には、建設・開発に関する個別的な許可権限の濫用や不適法な行使という問題も生じた。

このため、実際には様々なレベルの公的主体によって都市計画に関する権限が担われ、例えば国の出先機関であるデパルトマン施設局やコミュニティの広域行政組織が個々のコミュニティに代わって都市計画を策定し都市整備事業の実施主体となることがあった²⁾。コミュニティの意思決定を尊重しつつ、整合的かつ市街地の連担した広がりに応じた形で広域的に都市計画を進めていくためには、コミュニティ間の広域行政組織とりわけコミュニティ連合の発展が必要になる。小さな行政区画の単位をより大きくとるため広域行政組織をつくり、そのような協力機関に都市計画権限を帰属させようとする動きである。

1982年以降に進められた地方分権化改革の下で、コミュニティは国から都市計画権限の委譲を受けた。1992年改革に始まり1999年改革にいたる連合型コミュニティ間広域行政組織の改革過程ではコミュニティからコミュニティ連合への地域整備権限・経済開発権限の移管が進められてきた。コミュニティの都市計画権限に注目すれば、この過程は空間管理を巡る事務配分の再調整の局面ともみる

2) 檜谷 [1999] 67ページを参照。

ことができる。さらに現在では、ヨーロッパ統合によって国境の垣根が低くなることによって予想される他国都市との競争の高まりも、コミューンの行政区画を越えた地理的範囲、地域単位で地域整備・経済開発を行うことを要請している、と考えることもできる。

3 統合職業税の背景とメカニズム

3-A 統合職業税の背景

統合職業税の背景としては、細分化したコミューンの行政区画が租税収入に及ぼす影響をあげることができる。とりわけ職業税において、コミューン間の税収格差が生じ易く、都市部においてはコミューン同士が職業税の税率の引き下げ競争を行うことで企業施設の誘致合戦を展開する事態がある。統合職業税を採用するコミューン連合は、コミューン間の税収格差に対してはコミューン連合連帯交付金によって、コミューン間の税率引き下げ競争に対してはコミューン連合レベルでの税率の統一によって対処しているといえる。

統合職業税は、構成コミューンが職業税の課税権を失うことを嫌ったために当初普及しなかったが、1999年改革を境に拡がりを見せている³⁾。付加税の場合、コミューンとコミューン連合の間で事務の分担が明確に行われていれば、各々のレベルが事務の執行に要する財源調達的手段として課税を用いることになる。各々が担う事務に対する財源調達をコミューンとコミューン連合の各々が地方直接4税から調達する形となり、コミューンとコミューン連合の力関係が上下化する可能性は低い。しかしながら、事務の線引きと分担が不明確な場合には、財政上の説明責任が曖昧になる恐れがある。コミューンとコミューン連合の間で税率の調整が行われなければ、納税者の税負担が重化することに

3) 例えば、区域職業税のコミューン連合を素材にコミューン連合の設置動機を実証的に検討している Saint Serin [2003] によれば、その動機は地域整備・経済開発の共通化というよりもむしろ財政利点にあったとしている。1999年改革以降のコミューン連合の普及、統合職業税の普及を、コミューンやコミューン連合の内在的要因や内発性に求めるのではなく、都市圏コミューン連合あるいは町村コミューン連合向けに行われた経常費総合交付金の加算をはじめとする各種優遇措置によるものとする見解もある。

なる⁴⁾。

これに対して、統合職業税においては職業税の課税権がコミューン連合に帰属する。コミューン直接4税の付加税が同4税に対する課税の積み上げであるのに対して、コミューン連合は域内の職業税を受け持ち、コミューンはそれ以外の地方直接3税を受け持つ。歳入の多くを占めている職業税の移管という事態は、コミューン連合との関係において構成コミューンの力を弱めることを推測させるが、統合職業税ではコミューン連合と構成コミューンの関係が上下化しない制度設計が施されている。すなわち、コミューン連合は職業税収の全てを保持することができずコミューンと分割せねばならない取決めがある。以下では、統合職業税のメカニズムについて本稿の研究視角と係りのある範囲で述べる。

3-B 統合職業税のメカニズム⁵⁾

統合職業税は2つの大きな特徴をもつ。1つは、コミューン連合評議会による税率決定がコミューン連合と構成コミューンの間の租税政策の調整を成していることである。もう1つは、コミューン連合とコミューンの間で税収の分割が行われていることである。

統合職業税は税率について各々のコミューンが採用していた税率を徐々に統一させていく仕組みを有している。統合職業税の採用と同時に単一税率が直ちに納税者に適用されるわけではない。詳細については省略するが、統合準備期間が上限12年の範囲内でコミューン連合評議会によって設定され、その間の税率調整を経て税率の統一が行われる。

域内の全コミューンの実施前年職業税収額を、同域内全コミューンの課税標準で除すことによって統一税率が求められる。付加税他から統合職業税へ移行したコミューン連合の場合には、かつてそれが有していた職業税収と課税標準も全コミューンに加算の上、統一税率がもとめられる。他方、統一税率と各コ

4) 付加税下ではコミューンとコミューン連合の間の税率調整に法的義務は課されておらず、両者で税率決定は独立に行われているという (Guengant [2002] p. 158), (Leprince et Guengant [2002] pp. 526-527)。

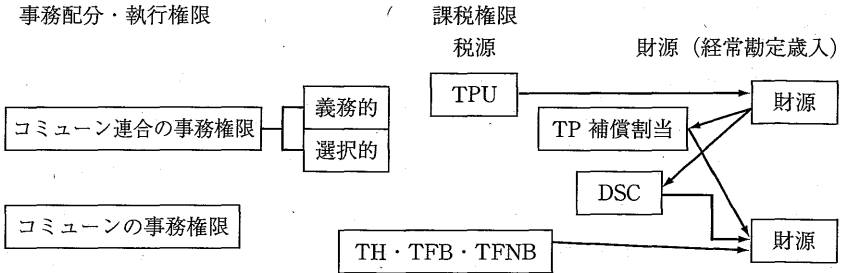
5) 以下の説明は Bernard-Gélabert et Labia [2001] pp. 233-269, Guengant [2002] を参考にした。

ミューンが設定していた税率との乖離が問題となる。この問題に対して、調整期間による統合を経て、最終的に単一税率が管轄区域内の全納税者に適用されることになる。

統合職業税収はコミューン連合の経常勘定歳入項目に計上される。財源全体に占める職業税の比重は大きく、充当先は大別して3つある。第1は、コミューン連合分割額 (quote-part communautaire あるいは charge communautaire)⁷⁾ である。これは、経費評価委員会 (commission d'évaluation des charges)⁶⁾ によってコミューン連合に移管された事務執行上の必要経費が見積もられ、コミューン連合評議会の議決によって決定されるものである。第2は、コミューンに対して、職業税収の移転が行われる補償割当 (attribution de compensation)⁸⁾ である。職業税の補償割当は、コミューンが引き続き有する事務の執行費用を財源保障する意味合いがある。第3は、域内の特定のコミューンに対して交付するコミューン連合連帯交付金 (DSC: Dotation de Solidarité Communautaire)⁹⁾ である。補償割当とコミューン連合連帯交付金をコミューンへの移転財

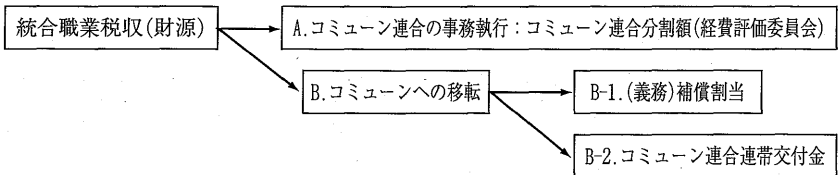
-
- 6) 統合職業税の採用に伴いコミューン連合内に経費評価委員会が設置される。各コミューンから少なくとも1名コミューン議員が代表として委員となる。この委員はコミューン連合評議員を兼ねることもある。委員会は専門家を召集し、コミューンによって移管された事務権限の執行に要する経費を見積もる。経費見積もりは、事務移管の前年のコミューン所要経費額を参考に見積もられる。この評価額が構成コミューンの議決多数要件 (構成コミューンの中で中核的なコミューンの賛成をとりつける旨の規定) に基づいて採択される。
- 7) コミューン連合レベルで保持される財源の規模は、移管された事務と予定されている事業次第である。新たな事務の移管に伴いコミューン連合が担う追加経費は、税収およびその他収入を一定とすれば、理論的にはコミューンへの移転財源から差し引かれて財源調達されることになる。
- 8) 補償割当額はコミューン毎に算定される。コミューン連合分割額に不足が生じた場合、コミューン連合はコミューンに事務経費の追加的支払いとして補償割当の減額を要求できる。例えば、事務の移管が新たに行われ必要経費が生じた場合、あるいはコミューン連合の職業税収が減少しコミューン連合分割額が不足する場合、当該コミューン議会の同意に基づいた上で補償割当額を減額することができる。
- 9) 法律が定める優先的基準あるいはコミューン連合が各々に設定する交付基準に応じて交付が行われる。コミューン連合連帯交付金の交付は、1999年改革によって統合職業税の大都市圏コミューン連合 (CU) には義務化され、都市圏コミューン連合 (CA) と統合職業税の町村コミューン連合 (CC) では任意で行われることになった。コミューン連合連帯交付金は構成コミューン間の財政力の格差縮小に充てられるものであり、国からの交付金とりわけ経常費総合交付金が全国規模の地方財政調整制度であるのに対して、ローカルなレベルでの財政調整の可能性を示唆している。

第3-2図 コミューンとコムニオン連合の事務配分・執行権限と税源、
財源（主要4税以外は未表示）



注：TPU：統合職業税 TP：職業税 DSC：コムニオン連合連帯交付金 TH：住居税 TF(N)B：(未)建築地税

第3-3図 統合職業税の充当メカニズム



出所：Bernard-Gélabert et Labia [2001] p. 256, Table と p. 258, Table より作成。

源¹⁰⁾、コムニオン連合分割額をコムニオン連合の事務執行財源ということが出来る。

統合職業税が増収の場合、コムニオン連合分割額、コムニオン連合連帯交付金へ充当可能な余裕財源を得ることになる。減収の場合、移転財源の減額によってコムニオン連合分割額の不足分を賄う。コムニオン連合の統合職業税収が減少しているにもかかわらず補償割当の額が維持される場合、まずコムニオン連合連帯交付金への充当額が減らされることになるといえる。

10) Guengant [2002] は、補償割当も再配機能を有しているとする。補償割当は統合職業税への移行に伴う企業流出あるいは企業閉鎖によって生じたコムニオンの税収損失を補償する、とする見解である。この場合、補償割当はそれ自体で構成コムニオンに対する再配措置的な側面を有するかにみえる。しかしながら、以前から職業税源を有していない域内僻地のコムニオンなどはそもそも補償の対象には含まれない。

IV コミューン連合の財政とコミューンの財政

—1999年7月改革後のコミューン連合とコミューンの財政分析—

1 コミューン連合財政の特徴

以下では、フランス内務省自治体局・コミューン連合決算統計を用いて大都市圏コミューン連合 (CU) と都市圏コミューン連合 (CA) の財政を分析する。同統計は性質別歳出分類を用いており、大都市圏コミューン連合について統合職業税と付加税は区別されていない。大都市圏コミューン連合と都市圏コミューン連合は一団体ごとの財政規模に違いがあるものの、税制の統合職業税への移行に伴い財政上似た構造をもつようになっていることが、以下に示す一連の分析によって明らかになる。

1-A 歳 出

歳出総額でみると、2001年度以降、都市圏コミューン連合は大都市圏コミューン連合を上回り、その伸び幅も大きい。しかしながら、1人当たりの歳出額でみると、大都市圏コミューン連合の歳出規模は都市圏コミューン連合の歳出規模よりも大きく1.75倍近い開きがある。都市圏コミューン連合の歳出総額が大都市圏コミューン連合の歳出総額に比べて大きいのは都市圏コミューン連合の数が増えたことを反映している。他方、大都市圏コミューン連合の1人当たり歳出額の大きさは、地方行政上担っている役割が大きいこととともに統合の度合いが最も大きいことを示唆するものである。

1人当たり歳出額でみると経常勘定の規模は、投資勘定の規模に対して大都市圏コミューン連合では2倍以上、都市圏コミューン連合では6倍にまで達している。両勘定を通じた全体で歳出構成をみると公共事業関連の支出にあたる施設建設費は、経常的経費にあたる直接経費 (人件費を含む) と分担金・補助金にあたる財政移転支出に次ぐ歳出項目であり、歳出構成上大きな位置を占めている。大都市圏コミューン連合と都市圏コミューン連合でともに施設建設費は投資勘定歳出の2/3以上を占めており、投資勘定に限定すればコミューン

第4-1表 歳出総額

(単位：百万ユーロ)

	1993	1995	1997	1999	2001	2003	2005
CU	3,380	3,468	3,516	4,201	5,083	5,810	6,589
CA	1,414	2,083	2,498	3,266	6,901	10,058	12,578
SAN	389	395	361	388	423	432	514
統合職業税 CC	289	589	964	1,168	2,196	3,897	5,274
付加税 CC	452	809	1,391	1,538	2,029	2,623	3,143
合計	5,924	7,345	9,538	10,561	16,633	22,819	28,098

注：2000年度より前の都市圏コミューン連合の値は、かつて広域コミューン区 (District) あるいは町村コミューン連合 (CC) であったものの値。

出所：DGCL [2006a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2004*, p. 5.
および DGCL [2007a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2005*, p. 12 より筆者作成。

第4-2表 歳出総額に占める施設建設費の割合

(単位：%)

	1993	1995	1997	1999	2001	2003	2005
CU	21.4	21.9	16.8	27.8	21.6	18.1	21.9
CA	17.8	17.7	16.9	25.9	15.3	10.5	12.7
SAN	20.1	24.6	13.3	16.8	21.5	18.1	22.4
統合職業税 CC	33.9	29.7	22.4	28.0	23.5	16.3	18.0
付加税 CC	26.8	30.7	24.4	29.8	31.3	25.9	27.1
合計	21.5	22.4	17.0	27.1	20.4	15.3	17.6

注：2000年度より前の都市圏コミューン連合の値は、かつて広域コミューン区あるいは町村コミューン連合であったものの値。

出所：Ibid. [2006a] p. 5 と p. 7 および Ibid. [2007a] p. 8 と p. 12 より筆者作成。

連合において地域整備・経済開発事業が活発に行われている、と考えることができるかもしれない。しかしながら、前述の補償割当が大部分を占める税の移転に注目すると大都市圏コミューン連合と都市圏コミューン連合で歳出構成上の違いが見て取れる。都市圏コミューン連合では直接経営費、財政移転支出、施設建設費のいずれをみても歳出総額に占める割合は小さく、代わりに税の移転が最大の歳出項目となっている。これは、明らかに採用している統合職業税による影響といえる。

都市圏コミューン連合では統合職業税の採用が義務付けられているのに対し

第4-3表 項目別歳出額 (単位:住民1人当たりユーロ)

	大都市圏コミュニティ連合 (CU)							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳出総額	750.9	899.8	833.2	820.7	869	937	980	1,061
経常勘定歳出	471.6	478.5	534.1	556.3	645	696	694	712
直接経営費	297.2	295	281.3	250.8	285	278	303	315
うち人件費	168.1	156.7	147.7	129.3	151	153	160	168
債務利払	31.7	26.8	30	28.6	27	24	21	22
税の移転(職業税 含地方直接4税)	0.9	1.1	34	98.2	150	189	187	191
財政移転支出	135.2	150.9	165.2	174.6	172	195	171	167
投資勘定歳出	279.3	421.2	299.1	264.4	224	241	286	349
施設建設費	146.6	233.2	216.6	177.3	158	170	181	232
債務償還	95.1	177.6	76.1	82.7	60	61	65	68
	都市圏コミュニティ連合 (CA)							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳出総額	361.1	344.5	479.5	498.1	497	521	568	619
経常勘定歳出	263.6	268.4	381.5	407.6	426	444	466	481
直接経営費	29.4	34.4	81.3	79.6	93	118	136	152
うち人件費	15.4	16.3	34.6	29.9	34	49	56	65
債務利払	2.7	2.7	7.9	6.9	6	6	6	7
税の移転(職業税 含地方直接4税)	192.4	195.6	202.7	242.4	238	236	237	237
財政移転支出	38.7	35.2	65.8	76.9	77	78	75	74
投資勘定歳出	97.4	76.1	98	90.5	71	78	101	138
施設建設費	85.1	63.4	68.5	70.7	51	53	68	79
債務償還	5.2	5.5	26.4	14.8	14	17	18	21

注: 1998年度と1999年度の値については6.56フランを1ユーロで換算した値を示し、都市圏コミュニティ連合の1998年度と1999年度の値は統合職業税の広域コミュニティ区、統合職業税の町村コミュニティ連合と都市コミュニティ連合 (CV) の合計値を用いた。

注: 施設建設費は第3者勘定を含む値。

出所: DGCL [2000] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 1998*, p. 10, DGCL [2001a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 1999*, p. 11, DGCL [2002a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2000*, p. 14, DGCL [2003a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2001*, p. 14, DGCL [2004a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2002*, p. 14, DGCL [2005a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2003*, p. 13, DGCL [2006a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2004*, p. 14 および DGCL [2007a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2005*, p. 9 より筆者作成。

第4-4表 住民1人当たり経常勘定歳出構成比 (単位: %)

	大都市圏コミュニケーション連合 (CU)							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	100	100	100	100	100	100	100	100
直接経営費	63	61.7	52.7	45.1	44.2	40	43.7	44.2
うち人件費	35.6	32.7	27.6	23.2	23.4	22	23	23.6
債務利払	6.7	5.6	5.6	5.1	4.1	3.4	3	3.1
税の移転	0.2	0.2	6.4	17.7	23.3	27.2	26.9	26.8
財政移転支出	28.7	31.5	30.9	31.4	26.7	28	24.7	23.5
	都市圏コミュニケーション連合 (CA)							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	100	100	100	100	100	100	100	100
直接経営費	11.2	12.8	21.3	19.5	21.8	26.7	29.1	31.6
うち人件費	5.8	6.1	9.1	7.3	8	11.1	12.1	13.5
債務利払	1	1	2.1	1.7	1.5	1.3	1.3	1.5
税の移転	73	72.9	53.3	59.5	55.9	53.2	50.9	49.2
財政移転支出	14.7	13.1	17.2	18.9	18.1	17.7	16.2	15.4

注：1998年度と1999年度の値については6.56フランを1ユーロで換算した値を示し、都市圏コミュニケーション連合の1998年度と1999年度の値は統合職業税の広域コミュニケーション区、統合職業税の町村コミュニケーション連合と都市コミュニケーション連合の合計値を用いた。1998年度は筆者計算。

出所：Ibid. [2000] p. 10, Ibid. [2001a] p. 13, Ibid. [2002a] p. 17, Ibid. [2003a] p. 17, Ibid. [2004a] p. 17, Ibid. [2005a] p. 16, Ibid. [2006a] p. 17 および Ibid. [2007a] p. 14 より筆者作成。

て、1999年改革以前から存在する大都市圏コミュニケーション連合については、統合職業税の採用は2002年1月1日までは任意、2002年以降は強い反対がない限り統合職業税へ移行することが決められている。大都市圏コミュニケーション連合において2001年度までは徐々に統合職業税の採用が増えている段階であった（第2-2表）。その後、多くが統合職業税を採用し、歳出構成に占める税の移転の割合が高まっている。経常勘定における歳出構成をみると、都市圏コミュニケーション連合の経常勘定歳出においては税の移転が1/2以上を占めている。大都市圏コミュニケーション連合では直接経営費の割合が大きいのが、同割合が徐々に減っており、反対に税の移転の割合が増している。これは大都市圏コミュニケーション連合でも統合

職業税を採用する数が年々増えてきたことによるものといえる。

以上の諸点に基づけば、統合職業税のコミューン連合では歳出構成上税の移転が占める割合が大きく、コミューン連合に移管された事務権限とりわけ地域整備・経済開発分野においてコミューン連合が政策上独自性を発揮するだけの財源余地は狭いものに止まっている可能性がある。

1-B 歳入

都市圏コミューン連合の歳入総額はその設置数の増加に伴って、大都市圏コミューン連合の歳入総額を大きく上回るようになってきている。このことは主要な財源である地方税収入すなわち統合職業税収入による伸びを示唆している。しかしながら、職業税に関しては給与標準の廃止に伴う減収補償を国(中央政府)が行っており¹¹⁾、これら地方税補償を加え、統合職業税に伴うコミューンへの税の移転を除いた純収入で示すと、地方直接税収入の規模は縮小する。2000年度以降、都市圏コミューン連合の純収入は当初収入の約半分の規模で推移している。都市圏コミューン連合の地方直接税純収入の規模は大都市圏コミューン連合の純収入の規模を2001年度までの間下回っており、それ以降も相対的に低額にとどまっている。

歳入は主に経常勘定から上がっており、大都市圏コミューン連合と都市圏コミューン連合ともに1.地方税 2.財政移転収入 3.地方債の順に大きい項目である。経常勘定歳入が伸びているのに対して、投資勘定歳入は縮小している。歳入総額に占める投資勘定歳入の割合は小さく、投資勘定歳入に対する経常勘定歳入の規模は大都市圏コミューン連合では7倍以上、都市圏コミューン連合では10倍以上に達する。一見すると、統合職業税のコミューン連合において歳

11) 国による地方税補償とは、減免税負担措置(国の規定する減免税措置により発生する地方税の減収分を国が交付金により補償する)と負担軽減措置(納税者の負担を軽減するために国が納税者に代わり地方税の一部を負担納税する)とからなる。前者が地方税の課税標準の縮小をもたらすのに対して、後者においてはそのような現象は生じない。したがって前者は地方公共団体の税率決定に対して影響を及ぼすのに対し、後者は無関係であるといえる(篠原 [2003] 161ページ)。このような国による地方税補償の動きを地方の財政自治を制約する集権化の一種とする見解がある(Guengant et Josselin [2000] pp. 11-12)。

第4-5表 歳入総額

(単位:百万ユーロ)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
CU	3,442	4,189	3,878	5,093	5,331	5,810	6,190	6,952
CA	1,122	1,192	2,935	5,788	8,126	9,533	11,241	13,142

注: 1998年度と1999年度の値については6.56フランを1ユーロで換算。

出所: *Ibid.* [2000] p. 10, *Ibid.* [2001a] p. 10, *Ibid.* [2002a] p. 13, *Ibid.* [2003a] p. 13, *Ibid.* [2004a] p. 15, *Ibid.* [2005a] p. 12, *Ibid.* [2006a] p. 13 および *Ibid.* [2007a] p. 8 より筆者作成。

第4-6表 統合職業税・地方直接4税収入と同税純収入

(単位:百万ユーロ)

	統合職業税あるいは地方直接4税収入							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
CU	1,616	1,625	1,910	1,936	2,054	2,186	2,238	2,325
CA	1,456	1,497	2,730	3,686	4,280	4,802	5,219	5,602
	統合職業税あるいは地方直接4税収入+国による地方税補償-コミュンへの税の移転							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
CU	1,539	1,590	1,659	1,782	1,876	1,960	1,981	2,029
CA	1,171	1,224	1,400	1,678	2,000	2,409	2,690	2,862

注: 2000年度より前の都市圏コミュン連合の値は、かつて広域コミュン区あるいは町村コミュン連合であったものの値。

出所: *Ibid.* [2006a] p. 8 と p. 10 および *Ibid.* [2007a] p. 18 と p. 22 より筆者作成。

入の多くが統合職業税によって調達されている印象を受けるが、税の移転を差し引くとコミュン連合の財源（すなわち前述のコミュン連合分割額への充当可能財源）は少ない。

以上の諸点から、コミュン連合とコミュンの行財政の実態として次の3つの可能性を指摘できる。第1に、公共事業とりわけ施設建設事業は活発に行われていない、あるいはそれほど必要とされていない。第2に、コミュン連合は独自の行政を展開しているが、とりわけ地域整備分野・経済開発分野における施設建設が活発に行われていないにすぎない。第3に、コミュン連合に対するコミュンの移転財源要求が強く、コミュン連合分割額を圧縮している。このうち第2の点については、大都市圏コミュン連合と都市圏コミュン

第4-7表 項目別歳入額 (単位:住民1人当たりユーロ)

	大都市圏コミュニティ連合 (CU)							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳入総額	756.9	903	836	822.3	860	943	997	1,119
経常勘定歳入	569.5	590.7	638	676.9	755	814	842	874
地方税	384.8	380	417.1	434.5	460	484	497	514
ウチ地方直接4税	294.8	291.5	327.1	312.5	331	353	360	374
ウチ家庭廃棄物処理税	61.9	62.2	62.9	63.1	70	68	74	75
地方税補償	—	—	—	73.4	122	153	17	20
地方直接4税+地方税補償一税の移転	—	—	—	287.7	302	316	319	327
財政移転収入	112.5	127.1	138.4	163.9	93	95	234	258
ウチ経常費総合交付金	76.1	75.9	78.2	79.2	81	83	224	227
その他	72.1	83.5	82.5	78.6	202	32	40	—
投資勘定歳入	187.5	312.3	198	145.3	105	129	155	246
補助金・交付金	40.9	72	55.4	54.9	40	45	41	49
地方債	130.2	210.8	106.5	67.3	47	63	99	138
	都市圏コミュニティ連合 (CA)							
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
歳入総額	361.3	335.8	489.8	503.7	509	530	570	646
経常勘定歳入	296.2	294.1	426.4	445.1	465	484	521	537
地方税	245	230.5	302	306.6	297	309	333	343
ウチ地方直接4税	226.5	212.5	269	273.5	248	251	265	276
ウチ家庭廃棄物処理税	1.7	2.3	13.9	15.2	24	38	48	52
地方税補償	—	—	—	69.3	97	102	6	19
地方直接4税+地方税補償一税の移転	—	—	—	100.4	108	118	136	141
財政移転収入	44.2	55.8	101.7	122.1	51	54	156	169
ウチ経常費総合交付金	19.5	19.5	38.7	39.3	40	41	144	145
その他	7.2	7.9	22.7	16.4	117	10	13	—
投資勘定歳入	65.1	41.8	63.4	58.6	44	45	49	108
補助金・交付金	13.1	12.2	18.5	17.4	16	13	19	29
地方債	6.7	18.8	34	18.5	23	27	27	42

注: 1998年度と1999年度の値については6.56フランを1ユーロで換算した値を示し、都市圏コミュニティ連合の1998年度と1999年度の値は統合職業税の広域コミュニティ区、統合職業税の町村コミュニティ連合と都市コミュニティ連合の合計値を用いた。

注: 2004年度の大都市圏コミュニティ連合の経常費総合交付金のうち、従来国による地方税補償に計上されていた分すなわち経常費総合交付金・地方税補償分 (DGF part compensations) は129。2004年度の都市圏コミュニティ連合のそれは103。2005年度のそれは大都市圏コミュニティ連合では144、都市圏コミュニティ連合では103。

出所: *Ibid.* [2000a] p. 10, *Ibid.* [2001a] p. 11, *Ibid.* [2002a] p. 14, *Ibid.* [2003a] p. 14, *Ibid.* [2004a] p. 14, *Ibid.* [2005a] p. 13, *Ibid.* [2006a] p. 14 および *Ibid.* [2007a] p. 9 より筆者作成。

ン連合の歳出構成が、税の移転を除くと 1.直接経営費 2.財政移転支出 3.施設建設費の順に大きいことから別途検討する必要がある。移管された事務権限に基づいて行われている行政分野と行政活動の内容が十分把握されねばならず、本稿で用いた地方財政統計の性質別歳出分類のみで判断することはできない。以下では3つの可能性のうち第1と第3の点について、コミューン連合を構成するコミューンの財政分析を通じて考察する。

2 コミューン連合下のコミューン財政の特徴：都市圏コミューン連合あるいは大都市圏コミューン連合の場合

以下では、都市圏コミューン連合あるいは大都市圏コミューン連合に加わったことによってコミューンの財政はどのような影響を受け変化を生じているか、フランス内務省自治体局・コミューン決算統計を用いて分析する。コミューンの財政については、1999年改革以降を対象に都市圏コミューン連合あるいは大都市圏コミューン連合に加わっているコミューンとコミューン連合に加わっていないコミューンの比較を通じて、財政上の特徴を明らかにする。

同統計では大都市圏コミューン連合は採用している税制別に分類されているが、統合職業税の場合については都市圏コミューン連合と一括されている。この分類に従い、① コミューン連合に未加入あるいは課税権をもたない分担金タイプのコミューン組合のみに参加しているコミューンの財政（以下では分類①と略称）、② 付加税の都市圏コミューン連合に加わっているコミューンの財政（以下では分類②と略称）、③ 都市圏コミューン連合あるいは統合職業税の都市圏コミューン連合のいずれかに加わっているコミューンの財政（以下では分類③と略称）の3つを比較する。同統計の分類・表記に従い、人口規模10,000人未満のコミューンと10,000人以上のコミューンとに分けて、住民1人当たりの値を比較することにする。財政移転収入は大部分を占めている経常費総合交付金で代用する。

コミューン連合への加入がコミューン財政に及ぼす影響としては、コミュー

第4-8表 ①コミューン連合に未加入あるいは課税権をもたない分担金タイプの
コミューン組合のみに加わっているコミューンの財政

(単位:住民1人当たりユーロ)

	10,000人未満						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	622.7	642	673	733	768	815	850
投資勘定歳出	355.9	390	401	408	443	515	539
施設建設費	260.2	295	304	297	335	386	415
債務償還	86.6	86	87	91	95	105	102
地方税	395.4	420	438	469	505	560	603
経常費総合交付金	176.2	155	158	165	171	235	242
	10,000人以上						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	1,161.4	1,166.6	1,210	1,273	1,344	1,374	1,454
投資勘定歳出	459.1	418	424	403	438	471	522
施設建設費	229.1	270.9	282	257	288	325	358
債務償還	205	128.9	126	132	131	114	135
地方税	809.3	826.3	836	841	877	907	966
経常費総合交付金	237.7	209.4	207	209	209	391	406

注: 1999年度については6.56フランを1ユーロで換算。

注: 経常勘定歳出は直営事業を除く値。投資勘定歳出は直営事業を含み債務運用を除く値、ただし10,000人未満のコミューンの1999~2001年度は債務運用を含む値。

注: 施設建設費は第三者勘定を含み、総計値。

注: 債務償還は債務運用を除く値、ただし10,000人未満のコミューンの1999~2001年度は債務運用を含む値。

注: 10,000人以上のコミューンの地方税収はコミューン連合からの職業税移転を含む値。

出所: DGCL [2001b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 1999*, p. 60, p. 69, p. 71, pp. 81-83, DGCL [2002b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2000*, p. 65, p. 74, p. 76, pp. 86-88, DGCL [2004b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2001*, p. 65, p. 73, p. 75, pp. 84-86, DGCL [2005b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2002*, p. 49, p. 57, p. 59, pp. 68-70, DGCL [2006b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2003*, p. 44, p. 53, p. 55, pp. 65-67, DGCL [2006c] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2004*, p. 46, p. 55, p. 57, pp. 68-70, DGCL [2008b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2005*, p. 47, p. 55, p. 57, pp. 67-69, DGCL [2001c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 1999*, p. 50, p. 59, p. 61, p. 73, pp. 75-76, DGCL [2002c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2000*, p. 48, p. 57, p. 59, p. 71, p. 73, p. 74, DGCL [2003c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2001*, p. 43, p. 51, p. 53, p. 64, p. 66, p. 67, DGCL [2004c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2002*, p. 35, p. 43, p. 45, p. 56, p. 58, p. 59, DGCL [2005c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2003*, p. 35, p. 43, p. 45, p. 57, pp. 59-60, DGCL [2006d] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2004*, p. 35, p. 43, p. 45, p. 57, p. 59, p. 60, DGCL [2007c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2005*, p. 58, p. 66, p. 68, p. 80, pp. 82-83.

第4-9表 ②付加税の大都市圏コミュニティ連合に加わっているコミュニティの財政
(単位：住民1人当たりユーロ)

	10,000人未満						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	535.4	508	522	616	490	513	520
投資勘定歳出	246.5	274	244	296	250	294	239
施設建設費	182.2	213	184	207	180	222	169
債務償還	61.4	58	55	64	68	66	62
地方税	368.3	359	370	432	226	238	250
経常費総合交付金	143.4	111	107	107	147	211	219
	10,000人以上						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	846.8	805.6	838	859	759	779	794
投資勘定歳出	276.7	245	257	227	231	215	221
施設建設費	153.8	168.5	174	145	183	163	174
債務償還	118.8	71.1	77	81	48	47	39
地方税	507.2	486.9	485	491	373	383	396
経常費総合交付金	235.2	196.1	197	193	219	297	316

注：同上。

出所：Ibid. [2001b] p. 60, p. 69, p. 71, pp. 81-83, Ibid. [2002b] p. 65, p. 74, p. 76, pp. 86-88, Ibid. [2004b] p. 65, p. 73, p. 75, pp. 84-86, Ibid. [2005b] p. 49, p. 57, p. 59, pp. 68-70, Ibid. [2006b] p. 44, p. 53, p. 55, pp. 65-67, Ibid. [2006c] p. 46, p. 55, p. 57, pp. 68-70, Ibid. [2008b] p. 47, p. 55, p. 57, pp. 67-69, Ibid. [2001c] p. 50, p. 59, p. 61, pp. 75-76, Ibid. [2002c] p. 48, p. 57, p. 59, p. 71, p. 73, p. 74, Ibid. [2003c] p. 43, p. 51, p. 53, p. 64, p. 66, p. 67, Ibid. [2004c] p. 35, p. 43, p. 45, p. 56, p. 58, p. 59, Ibid. [2005c] p. 35, p. 43, p. 45, p. 57, pp. 59-60, Ibid. [2006d] p. 35, p. 43, p. 45, p. 57, p. 59, p. 60, Ibid. [2007c] p. 58, p. 66, p. 68, p. 80, pp. 82-83.

ン連合に加わるコミュニティの財政は加わらない場合に比べ各財政項目の値を下げる事が推測できる。事務権限がコミュニティ連合に移管される分コミュニティの歳出負担が減り、その分コミュニティ歳入も縮小しうる。第4-8表、第4-9表、第4-10表より、分類①の歳出規模は経常勘定・投資勘定ともに分類②と分類③のそれよりも大きいことがわかる。分類②の歳出規模と分類①の歳出規

第4-10表 ③都市圏コミュニティ連合あるいは統合職業税の大都市圏コミュニティ連合のいずれかに加わっているコミュニティの財政
(単位：住民1人当たりユーロ)

	10,000人未満						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	572	591	622	660	672	677	687
投資勘定歳出	327	368	361	333	372	401	411
施設建設費	234	259	247	232	272	294	308
債務償還	86	90	96	90	87	88	84
地方税	315	291	412	451	480	498	510
経常費総合交付金	176	143	145	147	149	162	168
	10,000人以上						
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
経常勘定歳出	1,117	1,006.9	1,045	1,055	1,048	1,049	1,069
投資勘定歳出	459	376.4	382	358	361	397	419
施設建設費	190	248.8	245	222	229	258	278
債務償還	240	119.4	126	123	122	116	119
地方税	718	673.6	695	715	721	737	755
経常費総合交付金	278	227.3	229	229	229	236	251

注：同上。1999年度については統合職業税を採用している広域コミュニティ区・町村コミュニティ連合、都市コミュニティ連合の合計値を示す。なお、1999年度に統合職業税を採用している大都市圏コミュニティ連合はない。

出所：Ibid. [2001b] p. 60, p. 69, p. 71, pp. 81-83, Ibid. [2002b] p. 65, p. 74, p. 76, pp. 86-88, Ibid. [2004b] p. 65, p. 73, p. 75, pp. 84-86, Ibid. [2005b] p. 49, p. 57, p. 59, pp. 68-70, Ibid. [2006b] p. 44, p. 53, p. 55, pp. 65-67, Ibid. [2006c] p. 46, p. 55, p. 57, pp. 68-70, Ibid. [2008b] p. 47, p. 55, p. 57, pp. 67-69, Ibid. [2001c] p. 50, p. 59, p. 61, p. 73, pp. 75-76, Ibid. [2002c] p. 48, p. 57, p. 59, p. 71, p. 73, p. 74, Ibid. [2003c] p. 43, p. 51, p. 53, p. 64, p. 66, p. 67, Ibid. [2004c] p. 35, p. 43, p. 45, p. 56, p. 58, p. 59, Ibid. [2005c] p. 35, p. 43, p. 45, p. 57, pp. 59-60, Ibid. [2006d] p. 35, p. 43, p. 45, p. 57, p. 59, p. 60, Ibid. [2007c] p. 58, p. 66, p. 68, p. 80, pp. 82-83.

模の差が大きいことに比べれば差は小さいものの分類③と分類①の歳出規模にも開きがある。施設建設費についても同様の傾向がある。両勘定歳出合計額に占める各勘定歳出の割合は、いずれの分類ともに10,000人未満のコミュニティで

經常勘定歳出は60%台、投資勘定歳出は30%台であり、10,000人以上のコミュニティで經常勘定歳出は70%台、投資勘定歳出は20%台である。コミュニティ連合への加入は勘定間の歳出構成に大きな違いをもたらしてはいない。次に、歳入における地方税と財政移転の構成についてみると、地方税収入の規模は分類①、分類③、分類②の順に高く、とりわけ10,000人以上のコミュニティでこの傾向が顕著である。財政移転は、分類③で1999年改革前の交付額を下回り、分類①、分類②に比べ低い水準にとどまる。

コミュニティ連合に加わっていないコミュニティに比べコミュニティ連合に加わっているコミュニティは財政規模を全体的に縮小させている。しかしながら、歳出規模の差が徐々に拡がりつつあるものの、分類③と分類①の間には予想するほど大きな差はみられず、特に投資勘定歳出額と施設建設費についてこのことがいえる。統合職業税下のコミュニティにおいて、引き続き高い施設建設支出の存在がみてとれる。このことは、統合職業税のコミュニティ連合レベルで施設建設が低調に止まる可能性を示しており、地域整備と経済開発という義務的な事務権限の執行においてコミュニティ連合が未だ有効に機能していないことを示唆しうる。また、歳入上では、分類③すなわち統合職業税のコミュニティ連合下のコミュニティの地方税収が分類①のそれに比べ相対的に小さいものの、予測される程低額なわけではない。このことは、主に補償割当によってもたらされていると考えることができる。これら歳出・歳入上の特徴からは、統合職業税のコミュニティ連合下のコミュニティによる税の移転とりわけ職業税の補償割当要求の存在が推測される。

さて、コミュニティ連合財政の分析に基づいて提起したコミュニティ連合とコミュニティの財政関係の実態はいかなるものといえるだろうか。1つは、コミュニティ連合の活動において現在までのところ公共事業とりわけ施設建設事業は活発に行われていない、あるいはそれほど必要とされていない、もう1つは、構成コミュニティのコミュニティ連合に対する移転財源要求が強く、コミュニティ連合分割額を圧縮している、というものである。コミュニティ財政の分析から判断

すると、コミューン連合財政における税の移転の大きさは次のような事態を示唆している。統合職業税のコミューン連合において地域整備分野・経済開発分野の施設建設事業は活発に行われておらず、構成コミューンが同事業を行っている可能性がある。このためもあり、構成コミューンのコミューン連合に対する職業税補償割当要求は強い可能性がある。つまり、コミューン連合とコミューンの財政関係の実態は、構成コミューンの統合職業税コミューン連合に対する補償割当要求がコミューン連合分割額を圧縮している可能性が高い。

V 結 論

コミューン連合財政統計からは、歳出に占める施設建設費の割合は比較的大きいものの、統合職業税のコミューン連合においては税の移転の方が大きい比重を占めていることがわかった。コミューン連合が独自に政策を展開するための財源が圧縮されている状況が窺われた。コミューン財政統計からは、コミューン連合に加わっていない場合に比べ加わっているコミューンの財政は全般的に規模を縮小させていることが確認された。しかしながら、統合職業税のコミューン連合に加わっているコミューンの歳出は、コミューン連合に加わっていないコミューンの歳出と比べ大きな差があるわけではなく、施設建設費においても同様の傾向がみられた。統合職業税のコミューン連合下においてもコミューンによって施設建設活動が引き続き行われている可能性がある。また、統合職業税のコミューン連合下のコミューンの歳出における施設建設費の大きさや歳入における地方税収の大きさからは、構成コミューンによるコミューン連合への職業税の補償割当要求の可能性もある。

以上の分析結果に基づけば、統合職業税のコミューン連合は、施設建設よりもコミューンへの税の移転とりわけ職業税の補償割当に多くの財源を割いており、地域整備・経済開発の事務権限の執行に要する財源を十分に確保していない。財政分析からは、本稿の第1の検討視角である地域整備権限・経済開発権限と統合職業税の対応および循環を見出すことはできなかった。第2の検討

視角についていえば、コミューン連合の構成コミューンはコミューン連合への統合すなわちコミューン間の協力よりも税の移転を通じたコミューンの自立を志向している。2つの検討を踏まえると、1999年改革後の統合職業税のコミューン連合は移管された事務権限を十分行使しているとは言い難い。

本稿の財政分析からは、コミューンへの税の移転の割合が大きいことが判明した。このことは、最も統合度の高い組織形態とみなされる統合職業税のコミューン連合においても、コミューン連合とコミューンの力関係上、引き続きコミューンの存在感が大きいことを示唆している。統合職業税のコミューン連合はコミューンの上位機関として機能しているわけではないが、コミューン間の協力機関として有効に働いているということも難しい。

1999年改革の効果とその影響が明確な形をもって現れるまでにはまだしばらく時間がかかるものと思われる。ヨーロッパ統合による国境を越えた都市間競争の影響からも、今後、統合職業税のコミューン連合において地域整備分野・経済開発分野の施設建設や公共事業が活発に行われていくことは十分予想される。その際、統合職業税メカニズムにおけるコミューン連合とコミューン間の事務配分と財源のあり方は現状と異なる形で現れることになるかもしれない。引き続きフランスの広域行政組織、コミューン連合の実態を明らかにすべく研究・分析を行っていききたい。

参考文献・資料

- Barge, P. [2001] "36 000 communes en France : chance ou menace?," *Problèmes économiques*, n°2. 702, pp. 5-7.
- Bernard-Gélabert, M. C. et P. Labia [2001] *Intercommunalité mode d'emploi*, 3^e édition, Paris, Economica.
- Direction Générale des Collectivités Locales [2000] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 1998*, Paris, Ministère de l'Intérieur.
- [2001a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 1999*, Paris, Ministère de l'Intérieur.
- [2002a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en*

- 2000, Paris, Ministère de l'Intérieur.
- Direction Générale des Collectivités Locales [2003a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2001*, Paris, Ministère de l'Intérieur, de la sécurité intérieure et des libertés locales.
- [2004a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2002*, Paris, Ministère de l'Intérieur, de la sécurité intérieure et des libertés locales.
- [2005a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2003*, Paris, Ministère de l'Intérieur.
- [2006a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2004*, Paris, Ministère de l'Intérieur et de l'aménagement du territoire.
- [2007a] *Les finances des groupements de communes à fiscalité propre en 2005*, Paris, Ministère de l'Intérieur, de l'outre-mer et des collectivités territoriales.
- [2001b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 1999*, Ministère de l'Intérieur.
- [2002b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2000*, Ministère de l'Intérieur.
- [2004b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2001*, Ministère de l'Intérieur, de la sécurité intérieure et des libertés locales.
- [2005b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2002*, Ministère de l'Intérieur.
- [2006b] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2003*, Ministère de l'Intérieur et de l'aménagement du territoire.
- [2006c] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2004*, Ministère de l'Intérieur et de l'aménagement du territoire.
- [2008] *Les finances des communes de moins de 10 000 habitants en 2005*, Ministère de l'Intérieur, de l'outre-mer et des collectivités territoriales.
- [2001c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 1999*, Paris, Ministère de l'Intérieur.
- [2002c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2000*, Paris, Ministère de l'Intérieur.
- [2003c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2001*, Paris, Ministère de l'Intérieur, de la sécurité intérieure et des libertés locales.
- [2004c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2002*,

- Paris, Ministère de l'Intérieur, de la sécurité intérieure et des libertés locales.
- Direction Générale des Collectivités Locales [2005c] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2003*, Paris, Ministère de l'Intérieur.
- [2006d] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2004*, Paris, Ministère de l'Intérieur et de l'aménagement du territoire.
- [2007b] *Les finances des communes de plus de 10 000 habitants en 2005*, Paris, Ministère de l'Intérieur, de l'outre-mer et des collectivités territoriales.
- François, M., E. Lengereau, M. C. Bernard-Gélabert et A. Guengant [1998] *L'avenir de la taxe professionnelle intercommunale*, Paris, L.G.D.J..
- Guengant, A. et J-M. Josselin [2000] "Les finances locales entre autonomie et recentralization," *Problèmes économique*, n°2. 661, pp. 9-13.
- Guengant, A. [2002] "Le financement de l'intercommunalité," dans E. Douat et A. Guengant, *Leçons de finances locales*, Economica, pp. 154-173.
- Leprince, M. et A. Guengant [2002] "Interactions fiscales verticales et reaction des communes à la cooperation intercommunale," *Revue économique*, vol. 53, N°3, pp. 525-535.
- Saint Sernin, D. [2003] "Intercommunalité de projet ou Intercommunalité de guichet : le cas particulier des groupements à taxe professionnelle de zone," *Revue Politiques et Management Public*, Vol. 20, n°1, pp. 83-107.
- 篠原正博 [2003] 「フランスの財政調整——財政補助の地域間再分配効果に関する統計分析——」(神野直彦・池上岳彦編『地方交付税 何が問題か——財政調整制度の歴史と国際比較——』東洋経済新報社) 159-190ページ。
- 寺尾 仁 [1996] 「地方分権15年の光と影」『都市住宅学』第16号, 32-34ページ。
- 原田純孝 [1996] 「フランスの都市計画制度と地方分権化の現況」(日本都市センター編『欧米4ヶ国のまちづくり制度——地方分権の視点から——』財団法人日本都市センター) 85-121ページ。
- 檜谷美恵子 [1999] 「大規模団地問題と住宅政策——フランスにおける“都市政策”の射程と課題——」『住宅問題研究』Vol. 15, No. 3, 65-74ページ。